

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市民局	(平成 26 年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>Ⅲ. 市民局における歳入</p> <p>4. (6) 仙台市青年文化センター（日立システムズホール仙台）</p> <p>【指摘 14】（条例上貸出が予定されている施設について）</p> <p>条例上映写室は、貸出を行う施設として記載されている（1 時間当たり 400 円）が、青年文化センターにおいては HP や使用申込者用に準備してある「使用のご案内」に貸出用の施設としての掲載が行われていない。この映写室は、シアターホール後方上部にあるが、映写機が 2 台（16 ミリ、32 ミリ用）備え付けられており、ホールに映像を映し出すために設置された部屋である。条例制定当時は、これら映写機とともに使用されていたが、その後の技術進歩によりこれら機器は陳腐化（映像を担当する技師も少なくなっている）しており、使用されなくなってから相当程度時が経過していることもあって、現在では映写室自体も使用申し込みがなくなっている。このような環境の変化により、貸出を行う施設として広報することを取りやめているものであるが、条例で貸出が予定され、使用することが可能な状況にある以上、少なくとも貸出可能な施設として広報はすべきであろう。</p>	<p>指摘のあった映写室については、平成 27 年 3 月から HP 及び「使用のご案内」に、貸出用の施設として掲載を行い、条例との整合を図った。</p> <p>また、今後、条例と広報資料との不整合を防止するため、貸出を行う施設については、条例と HP 等の広報資料の内容について定期的な確認を行うこととした。</p> <p>なお、映写室の使用申し込みが、今後見込めないことから、貸出を行う施設から映写室を削除するため、平成 28 年 3 月に仙台市青年文化センター条例を改正し、施行後に HP 等の広報資料を修正することとした。</p>	